

奈良県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県流水占用料等に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「から第二十五条までの規定により許可」を「第二十四条若しくは第二十五条の許可又は同法第二十三条の二の登録」に改める。

第四条第二号中「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。